



権利と義務はウラオモテ（法律学の考え方）

法テラス八雲法律事務所 弁護士 塚本 恒
(函館弁護士会所属)



■権利と義務はウラオモテの関係にあるということを聞いたことがある方もいらっしゃるかもしれませんが、しかしながら、よく誤解されがちですが、法律家が権利と義務はウラオモテにあるというとき、「権利を主張する者はまず義務を果たすべきである」という意味で使われることはありません。「AさんのBさんに対する権利は、Bさんから見たらAさんに対する義務である」という、単純な事実を指して権利と義務はウラオモテにあると言っているにすぎないのです。

■裁判という場所はこの権利義務関係を取り扱う場所であり、やや強引な言い方をしてしまえば、権利義務関係「だけ」を取り扱う場所でもあります。権利があるからこそ勝訴するのであり、たとえ可哀な事情があったとしても権利がないのであれば敗訴してしまうのが裁判所というところです。

■このような裁判所のあり方は、法学という学問が社会をどのように捉えているかという点に由来しています。そもそも法学という学問の成り立ちが、社会を権利と義務の角度から捉え直すことに由来しているものであるからです。例えば政治学が権力を切り口に社会を捉え、分析しているのと同じように、法学は権利義務を切り口に社会を捉え、分析しているのです。例えば所得税を納税しているという同一の事象に対しても、政治学の捉え方をすると捉え方をするのならばそこに国家と国民の権力関係が見出されるのに対し、法学の捉え方をするのならば徴税権と納税義務が見出されるのです。ここでも、国家の徴税権と国民の納税義務がウラオモテの関係に立っていることが見て取れます。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施しておりますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(☎050-33383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所(☎050-33383-5563)」でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。

八雲警察署からお知らせ

飲酒運転の根絶

乗るのならしっかりお酒とディスタンス

○飲酒運転は悪質な犯罪！

飲酒運転は、悪質、危険な犯罪です。飲酒は安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断能力を低下させ運転に大きな影響を及ぼし、重大事故に繋がる危険性を高めます。また、二日酔いでの運転も「飲酒運転」となりますので、飲酒した翌日に運転する場合は、身体にアルコールが残っていないかしっかり確認しましょう。

飲酒運転は絶対ダメ!

飲酒運転は悪質な危険!

飲酒運転の根絶を!

「しない、させない、許さない、そして見逃さない」

八雲警察署

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110